

防災・エネルギー対策特別委員会資料
平成26年(2014年)5月19日(月)
防 災 危 機 管 理 局

防災・危機管理対策について

防災危機管理局

平成 26 年度 主な事業概要

資料 1 - 1

単位：千円

事業名	当初予算見積額 (前年度予算額)	説明
<p>【防災危機管理局】</p> <p>防災行政推進費</p>	<p>3,445,350 (2,138,679)</p> <p>国 3,526</p> <p>使 92</p> <p>諸 9,650</p> <p>起 3,232,000</p> <p>○ 200,082</p>	<p>1 危機管理センター整備事業（別紙 1） 3,239,502</p> <p>様々な危機事案に対し、迅速・的確に対応するとともに、自助・共助による地域防災力の向上を図るため、危機管理の拠点となる危機管理センターの建築工事ならびに防災行政無線および防災情報システムの整備を行う。</p> <p>(1) 危機管理センター建築工事 2,229,827</p> <p>(2) 危機管理センター建築工事監理業務 22,225</p> <p>(3) 防災行政無線整備工事 912,450</p> <p>(4) 防災情報システム整備業務 75,000</p> <p>④重 2 危機管理センター研修・交流事業 352</p> <p>危機管理センターの供用開始に向けて、研修・交流機能を具体化するため、研修・交流プログラムを作成するとともに、先進的な自主防災活動を行っている人を「地域防災アドバイザー」として登録する制度を設け、自主防災組織の活動が円滑かつ効果的に行われるような仕組みを構築する。</p> <p>④重 3 東日本大震災被災者と県民との交流事業 700</p> <p>県民の防災意識の向上と東日本大震災に伴う県内避難者の生活再建を図るため、放射能の影響から屋外で安心して遊べない子どもたちや今なお被災地から避難するなど、不便な生活を強いられている避難者を対象に、民間団体等が実施する県民との交流会等の活動を支援する。</p> <p>④ 4 国民保護共同図上訓練 3,526</p> <p>大規模なテロ等が発生した場合に、迅速・的確な初動対応や応急対策活動を行えるようにするとともに、関係職員の危機管理能力の向上を図るため、国民保護法に基づき、国、県、市および関係機関等が一体となった共同図上訓練を実施する。</p> <p>5 平成 25 年台風 18 号滋賀県被災者生活再建支援金 77,000</p> <p>平成 25 年の台風第 18 号により生活基盤に著しい被害を受けた県民に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地域の速やかな復興に資することを目的として、支援金を支給する。</p>

事業名	当初予算見積額 (前年度予算額)	説明
地震対策費	21,813 (68,353) 国 3,093 ⊖ 18,720	<p>重 1 災害から子どもを守る事業 1,053 滋賀の将来を担う子どもの命を災害から守るため、子育て世代に対し、就学前の子どもへの防災学習の実施を支援する。</p> <p>(1) 防災啓発アニメ(平成25年度制作)の放送 528 (2) 防災紙芝居の制作 412 (3) 防災啓発関係教材活用手引きの作成 (4) 防災学習実施の支援 113</p> <p>重 2 メディア連携総合防災訓練 4,500 防災訓練に併せて、発災時に災害現場の映像をリアルタイムで県民に提供することができるよう、報道機関と連携して報道対応訓練を行うとともに、県民の防災意識の向上を図るため、訓練の様態を編集した特別番組を放送する。 ・メディア連携総合防災訓練映像配信等業務委託</p> <p>3 地震防災等啓発事業委託 9,386 テレビ番組「くらしSafety」を制作・放映し、様々な地震災害等の情報を日常的に発信することにより、普段から地震災害等への備えが充実するよう啓発を図る。 ・週1回・4分 年間51回</p>
原子力防災対策費	201,116 (111,706) 国 197,122 ⊖ 3,994	<p>重 1 原子力防災対策強化事業(別紙2) 98,890 原子力災害に対する県民の安全・安心を確保するため、専門家の助言を得ながら、リスクコミュニケーションの推進、実動訓練の継続的实施、環境放射線モニタリングの多重化など、防護体制の整備・充実を図っていく。</p> <p>(1) 地域防災計画推進のための検討 1,306 ・原子力防災専門家会議による評価・意見の反映</p> <p>(2) リスクコミュニケーションの推進 7,144 ・講習会の開催、ホームページの更新、啓発教材の作成</p> <p>(3) 原子力防災訓練の実施 3,583 (4) 原子力関係機関の情報共有 366 ・原子力安全対策連絡協議会の開催</p> <p>(5) 環境放射線モニタリングの強化 85,694 ・モニタリングの多重化・データ集約体制整備 ・環境資料サンプリング・分析</p>

事業名	当初予算見積額 (前年度予算額)	説明
消防組織強化調整費	<p>21,703 (21,633)</p> <p>⊖ 21,703</p>	<p>重 1 地域で育む防災・防犯活動支援事業 300</p> <p>将来、防災・防犯活動の中核となる人材育成を図るため、小学校での学習支援を行うとともに、若者や女性、企業への消防防災活動に関する理解の浸透を図るため、防災や防犯を体験する機会を提供する。</p> <p>(1) 防災・防犯学習取組支援 185</p> <p>(2) 消防防災一日体験の実施 115</p>

危機管理センター整備事業 【予算額 3,239,502千円】

地震等の自然災害をはじめ、新型インフルエンザやテロ等、様々な危機事案に対し、迅速・的確に対応するとともに、自助・共助による地域防災力の向上を図るため、危機管理の拠点となる滋賀県危機管理センターを整備します。

平成26年度は、昨年度に引き続き、危機管理センター本体の建築工事と防災行政無線の整備を行います。

また、新たな防災情報システムの整備を始めます。



滋賀県危機管理センター

総合的な危機管理拠点

- ①災害対策本部機能
- ②防災情報収集機能
- ③研修・交流機能

平成26年度の事業

- ◇危機管理センター 建築工事
- ◇防災行政無線 機器製作・設置工事
- ◇防災情報システム ソフト開発・設置工事

危機管理センターの概要

- 建物規模は、地上5階、延べ床面積約5,460㎡
- 建物は防災拠点に求められる耐震安全性能(免震構造)を確保
- 災害対策本部機能として必要な諸室(災害対策本部員会議室、オペレーションルーム、災害対策室、プレスセンター、無線統制室など)を配置
- ライフライン断絶時にも対応(自家発電機、貯水槽、防災井戸、汚泥貯水槽、備蓄倉庫など)
- 平常時は、1階を地域防災力向上のための研修・交流や展示のスペースとして活用
 - 〔 交流スペース: 県民が情報交換し、顔の見える関係づくりができる場
 - 〔 研修スペース: 県民や団体、行政機関等が危機対応力を高める研修の場
 - 〔 展示スペース: 生活防災に役立つ取組や情報を展示物やパネルで紹介する場

原子力防災対策強化事業

【予算額 98,890千円】

事業概要

万が一の緊急時にとるべき行動などについて、専門家の助言を得ながら、県民の皆さんの理解を深めるためのリスクコミュニケーションを進めるとともに、実動訓練の継続的实施や環境放射線モニタリングの多重化など、防護体制の整備・充実と実践力の向上を図る。

1 地域防災計画推進のための検討

- ・ 原子力防災専門家会議の開催(専門的見地からの意見や助言を踏まえた原子力防災対策・体制の検討)

2 リスクコミュニケーションの推進

- ・ 放射線測定等を行う講習会の開催
- ・ 啓発教材の作成
- ・ 県ホームページの更新

3 原子力防災対策の実践力の向上

- ・ 緊急時モニタリング訓練
- ・ 広域避難訓練
- ・ スクリーニング訓練



4 原子力関係機関の情報共有

- ・ 原子力安全対策連絡協議会の開催(原子力事業者、市町、県との顔の見える関係づくり)

5 環境放射線モニタリングの強化

- ・ 可搬型モニタリングポストの導入
- ・ モニタリング情報共有システムの構築
- ・ 大気・水・農水畜産物中の放射能測定



原子力災害への不安の払拭と県民の安全・安心の確保

危機管理員および危機管理員会議に関する規程

1 趣旨

県民の安全かつ安心な暮らしを確保するため、地震、風水害等の自然災害、原子力事故、大規模事故、緊急処理事態、武力攻撃事態、新型インフルエンザ等の危機事案に対し、関係部局のさらなる連携により県庁全体の危機管理機能の強化を図ることとし、その一環として、関係部局に危機管理員を配置するとともに、危機管理員会議を設置する。

2 危機管理員

危機管理員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 所掌事務

危機管理員は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 部局内における災害対策および危機管理関係施策の総合調整
- (2) 防災危機管理局および他部局との連絡調整
- (3) 災害対策本部の副幹事ならびに災害警戒本部、事故対策本部、緊急事態連絡本部、国民保護対策本部、緊急処理事態対策本部、危機管理連絡調整本部、新型インフルエンザ等対策会議および新型インフルエンザ等対策本部の連絡員の事務

4 危機管理員会議

- (1) 危機管理員会議は、議長および危機管理員ならびに警察本部の危機管理担当者をもって構成する。
- (2) 危機管理員会議の議長は、防災危機管理監とする。
- (3) 危機管理員会議は、必要に応じて開催することとし、議長が招集する。
- (4) 危機管理員会議には、議会事務局総務課長がオブザーバーとして出席することを認める。
- (5) 危機管理員会議では、上記3の所掌事務に関して、情報共有、協議、検討、調整等を行う。
- (6) 議長が必要と認めるときは、(1)に規定する構成員以外の者に会議への出席を求め、または一部の構成員による会議を開催することができる。
- (7) 危機管理員会議の事務は、防災危機管理局で行う。

5 その他

危機管理員は、必要に応じ、本務所属内の適当な職員にその事務を処理させることができる。

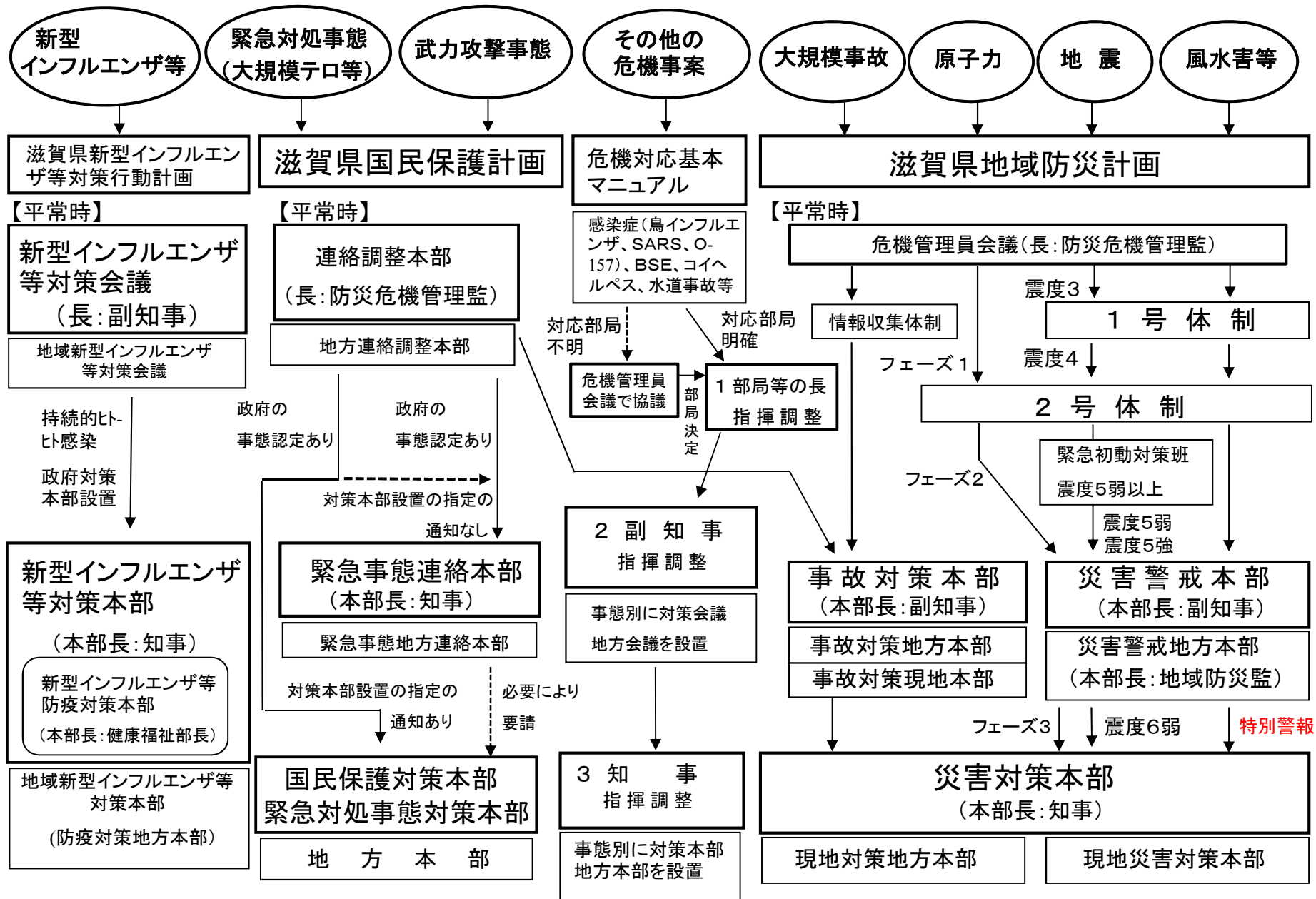
付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表

広報課参事（総括補佐事務取扱）
総合政策部企画調整課参事（総括補佐事務取扱）
総務部人事課参事（総括補佐事務取扱）
琵琶湖環境部環境政策課参事（総括補佐事務取扱）
健康医療福祉部健康福祉政策課参事（総括補佐事務取扱）
商工観光労働部商工政策課参事（総括補佐事務取扱）
農政水産部農政課参事（総括補佐事務取扱）
土木交通部監理課参事（総括補佐事務取扱）
会計管理局管理課参事（総括補佐事務取扱）
企業庁総務課参事（総括補佐事務取扱）
病院事業庁経営管理課参事（総務管理担当）
教育委員会事務局教育総務課参事（総括補佐事務取扱）

滋賀県危機管理対応図



滋賀県地域防災計画の概要

【地域防災計画】

地域防災計画			
風水害等 風水害対策編(S38～)	地震 震災対策編(S56～)	原子力災害 原子力災害対策編(H13～)	突発事故等 事故災害対策編(H16～)

【策定(見直し)の背景】

伊勢湾台風(S34)を契機に災害対策基本法(S36)が制定されたことに伴い策定	阪神・淡路大震災を契機に地域防災力の重要性が明らかになり、大幅な見直し	福島第一原発事故を踏まえ、原子力発電所等が多数立地する福井県で、万一の事態が発生した場合の本県への影響が懸念されるため見直し策定	突発的な事故や災害の増加に伴い、風水害等対策編に定める突発重大事故を明らかにするため策定
---	-------------------------------------	--	--

【計画の内容】

水害(河川、ため池等)、土砂災害(地すべり、砂防、急傾斜等)、雪害対策 など	琵琶湖西岸断層地震、南海トラフ地震等による被害想定震度7を想定した震災対策	敦賀原発、美浜原発、大飯原発で、東京電力福島第一原発の事故と同規模の放射性物質が外部に放出されたと想定した原子力災害対策	湖上災害、航空機災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、毒物劇物災害、大規模火災、林野火災対策
---	---------------------------------------	--	---

【初動体制】

大雨注意報 洪水注意報 大雪警報 暴風雪警報 1号体制(局2名)	震度3 宿日直対応(2名)		船舶、航空機、鉄道、道路、危険物等の事故情報
	震度4 2号体制(局8名)	立地市町で震度5弱・5強 2号体制(局8名)	情報収集体制
暴風警報 大雨警報 洪水警報 2号体制(局8名)	震度5弱 緊急初動対策班設置 自主参集(班長・副班長) 震度5強以上(自主参集) 全緊急初動対策班要員登庁		
災害発生のおそれがあるとき	震度5弱、5強	福井県で震度6弱以上警戒事態の発生等	多数の死傷者発生、または発生のおそれがあるとき
	災害警戒本部 本部長＝副知事 副本部長＝防災危機管理監 本部員＝13課長		事故対策本部 本部長＝副知事 副本部長＝防災危機管理監 本部員＝13課長
	災害警戒地方本部 本部長＝地域防災監		事故対策地方本部 本部長＝地域防災監
			現地事故対策本部 本部長＝副知事が指名する者
知事が必要と認めたとき 特別警報が発表されたとき	震度6弱以上	特定事象通報※ 緊急事態宣言等	知事が必要と認めたとき
	災害対策本部 本部長＝知事 副本部長＝副知事 本部員＝知事室長 防災危機管理監 各部長 会計管理者 企業庁長 病院事業庁長 教育長 警察本部長		
	災害対策地方本部 本部長＝地域防災監		
	現地災害対策本部 本部長＝知事が指名する者(副知事、防災危機管理監等)		

※「特定事象通報」とは、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する特定の異常事象が発生した際に、原子力事業者が選任する原子力防災管理者が国や関係自治体に行う通知をいう。

例)原発の境界付近で、5 μ Sv/h以上の放射線量を検出した場合等

滋賀県国民保護計画の概要

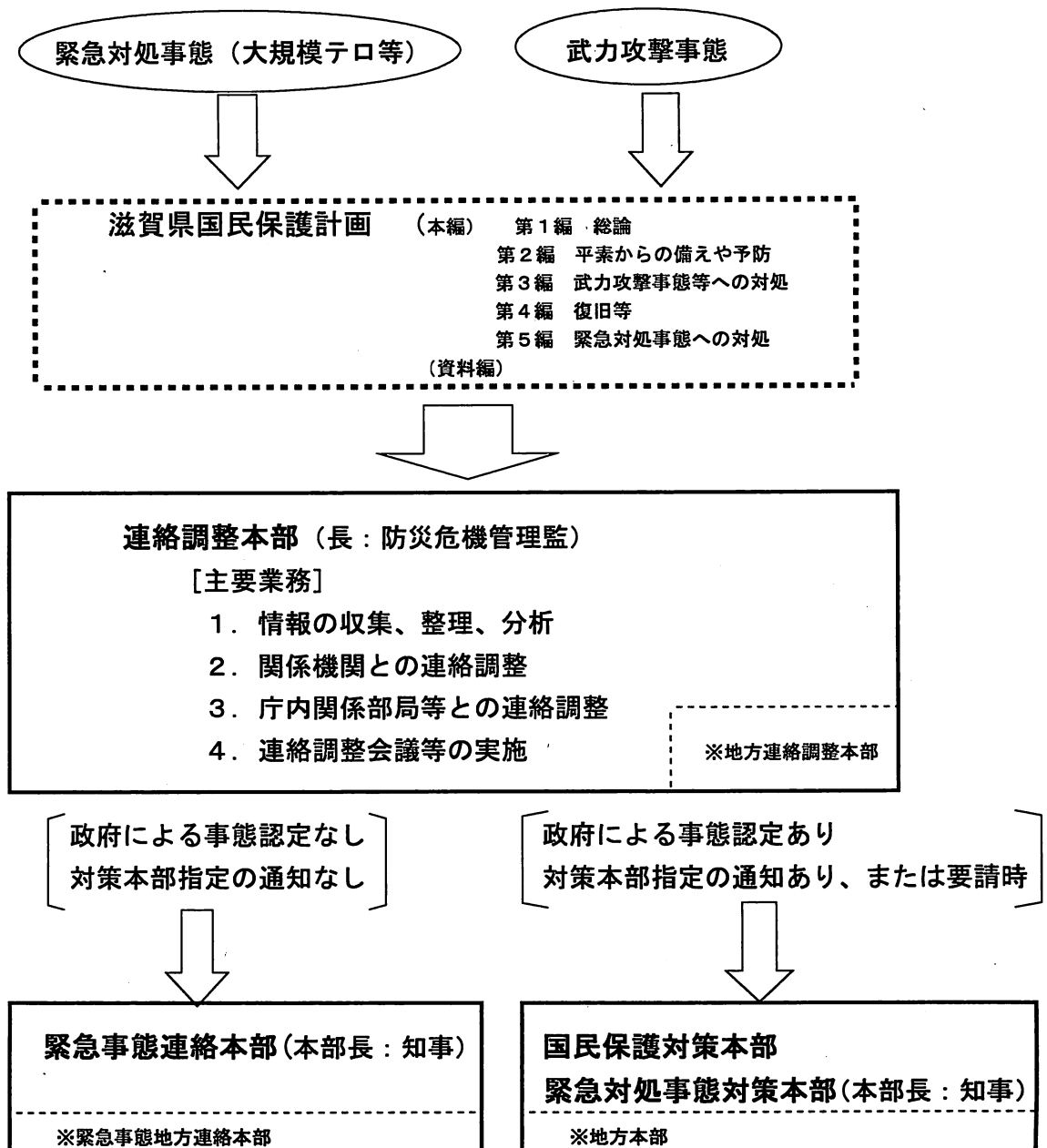
1. 滋賀県における取組み

平成 16 年 9 月 国民保護法（正式名称：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）施行

平成 18 年 1 月 滋賀県国民保護計画（本編・資料編）の策定
※滋賀県国民保護事態別対応マニュアルの策定

- ①「爆発への対応」
- ②「有害物質（NBC）の漏洩等への対応」
- ③「避難・救援」
- ④「鉄道テロ対応」

2. 体制図



滋賀県地域防災計画の修正について (風水害等対策編、震災対策編、事故災害対策編)

趣 旨

昨年度末に作成された南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の国施策や関係法令および県等で検討を進めている関連事項を反映して修正する。

修正予定事項

1 国施策・関係法令の反映

- 南海トラフ地震防災対策推進基本計画
- 国土強靱化基本計画
- 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定
- 施設関連防災施策、その他法改正等

2 県等で検討を進めている関連事項の反映

- 第4次地震防災緊急事業五箇年計画の見直し
- 台風18号等を踏まえた予防・応急対策に関する個別施策の見直し
- 関西防災・減災プラン（風水害対策編）、災害時応援協定等

滋賀県国民保護計画の改正について

1. 改正理由

国民保護法第 32 条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づく国民の保護に関する基本指針（以下「国の基本指針」という。）の変更（①H25. 3. 22 閣議決定、②H26. 5. 9 閣議決定）および本県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正（③H25. 3. 18 修正、④H26. 3. 2 修正）に伴い、本県国民保護計画について所要の改正を行う。

2. 主な改正内容

○ 武力攻撃原子力災害への対処

- （１）原因にかかわらず、原子力災害が発生した場合の対応については基本的に同じであることから、国の基本指針の変更（①）に準じ、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により、「モニタリングの実施」、「安定ヨウ素剤の予防服用」、「飲食物の摂取制限等」を実施することに修正
- （２）県内に UPZ が及ぶこととなり、県地域防災計画（原子力災害対策編）が修正（③）されたことに伴い、住民の避難等の措置を追加
- （３）（２）に伴い、住民の避難と関連性の深い「緊急被ばく医療の実施」を追加
- （４）国の基本指針の変更（②）において、UPZ および UPZ 以外の区域における「住民の避難に関する措置」が新たに追加されたことに伴う修正

○ その他

- ・ 国の基本指針の変更（①）に伴うもの
原子力安全・保安院の廃止および原子力規制委員会設置に伴う修正
エムネット、Jアラートの追加
- ・ 県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正（④）に伴うもの
要援護者を要配慮者に修正 など

原子力防災対策の強化について

趣 旨

昨年度末に、福島第一原子力発電所事故を踏まえた地域防災計画（原子力災害対策編）の修正を完了した。

本年度は、地域防災計画（原子力災害対策編）に基づく初動マニュアルの整備をはじめ、計画の実効性を高めるための具体的な取組を進めることにより、県民の安全・安心を確保する。

取組事項

1 地域防災計画推進のための検討

- 原子力防災専門会議の開催（専門的見地からの意見や助言を踏まえた原子力防災対策・体制の検討）
- 地域防災計画における中部方面への避難計画の策定に向けた調整の推進
- 個別計画を踏まえた初動マニュアルの整備

2 リスクコミュニケーションの推進

- 住民が正しい情報に基づき合理的な選択と行動ができるよう、住民意識調査を踏まえた啓発資材の作成や研修会の実施などにより、リスクコミュニケーションを推進

3 原子力防災対策の実践力の向上

- 実行能力を高めるため、モニタリングや広域避難等目的別の実動訓練の実施

4 原子力関係機関の情報共有

- 「滋賀県原子力安全対策連絡協議会」を活用した、原子力事業者、県内市町との情報共有
- 安全協定の着実な運用と充実

5 環境放射線モニタリングの強化

- 測定体制の多重化のため、可搬型モニタリングポストの導入
- データ集約体制整備のため、モニタリング情報共有システムの構築